

厚生常任委員会

平成31年3月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 木澤委員、濱委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、濱委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第6号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第6号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

（議案書朗読）

福祉子ども課長

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。それでは、本条例の内容について、要旨により説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の条例改正は、一層の子育て支援の推進を図るため、保育短時間認定の児童に対して延長保育を実施するとともに、同時在園の児童が延長保

育を同時に利用した際の第2子以降の利用料について軽減を行うため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。ひとつ目に延長保育時間の設定でございます。現在、保育所の利用にあたっては、保育の必要量によって、保育標準時間又は保育短時間に区分して認定を行っております。保育標準時間と保育短時間では、保育所を利用できる時間が異なっており、保育標準時間は、フルタイム就労を想定した利用時間で、平日は、午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は、午前7時30分から午後2時まで。また、保育短時間は、パートタイム就労を想定した利用時間で、平日は、午前9時から午後5時まで、土曜日は、午前9時から午後2時までの利用となっております。これまで、延長保育につきましては、午後6時30分から午後8時までとしており、保育標準時間認定の方のみの利用を想定しておりましたが、保育短時間認定の方につきましても、急な残業など、認定時間外の利用が必要となる場合も今後想定されますことから、今回、各認定区分ごとに延長保育時間を設定するものです。

次に、費用負担でございますが、現在、延長保育の利用料につきましては、生活保護法による被保護世帯、前年度分の市町村民税非課税世帯を除き、午後6時30分から午後8時までの1時間30分の利用で1人200円を徴収しております。今回新たに設定しました保育短時間認定の利用の場合につきましては、現在の利用料との公平性を保つため、平日、午前7時30分から午前9時まで、午後5時から午後6時30分まで、午後6時30分から午後8時まで、土曜日の午前7時30分から午前9時までの、それぞれ1時間30分ごとの利用単位で、1回当り児童1人200円を徴収してまいります。

さらに、利用料につきましては、同一世帯に属する児童が2人以上延長保育を同時に利用する場合の第2子について、利用料を5割に、第3子以降については、利用料の全額を減免してまいります。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行いたします、失礼いたしました、平成31年4月1日から施行いたします。

以上、議案第6号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例

についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この1時間半で利用料200円っていうのは、どんな根拠で200円なったんか、もしか説明できるのやったら。

福祉子ども課長 当初200円と設定したときの根拠については明確にご説明することは難しいんですけども、生駒郡内など、三郷町、安堵町、平群町についても30分あたり100円という設定になっておりまして、当町の200円というのが近隣に比べて高い設定にはなっておりません。

中川委員 逆に正職・パートって、臨時っていうのかな、保育士さんの1時間あたりってなんぼぐらいになるんですか。

福祉子ども課長 今、保育士さんの1時間当たりが1, 200円前後で、人によって違うんですけども、それぐらいです。

中川委員 1人の保育士さんで、何人見られるのかな、なんか決まっているねんな。

福祉子ども課長 年齢によって異なるんですけども、0歳児でしたら3人まで、1歳児でしたら6人まで、ということになっておりまして。

中川委員 いずれにしても保育士さんの給料には満たしていないから、近隣より高いついていったところでね、妥当やっていうふうに理解しておきます。

福祉子ども課長 すみません、私の説明が先ほどわかりにくくて申し訳ないです。近隣よりは安い設定となっております。他の生駒郡内は30分換算しますと10

0円ですので、斑鳩町は1時間半で200円で30分あたりにしますとだいたい66円になりますので、近隣よりは安い設定にはなっております。

中川委員 別に反対するものでもないんですけどね、なんか根拠がないのと、近隣がなんぼやから近隣よりは少し安くしとこうっていうような感じやから、他の自治体の例をあげるの、結構どの課にしても多いのかな思うけど、それはきちんとした説明のつくような金額を出してほしかったな、それだけです。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私もこの改定については賛成ですけども、説明の中でですね、利用が見込まれるということでおっしゃてましたけど、これまではどうであって、次年度でどれぐらいの見込みがあるのかだけ聞かせてもらえますか。

福祉子ども課長 今後そういった声があった時にすぐに対応できるように、今回改正していただいたほうがいいのではないかとということでさせていただくもので、特に具体的に保育短時間の方で5時以降も利用したいであるとか、そういった具体的な声が挙がっているというものではございません。

委員長 濱委員。

濱委員 私も働きやすい、子育て支援っていう点では、この件については賛成なんですけども、先ほどおっしゃったように、短時間でパートの勤務をされている方が、急な残業とかで申し出があった時に、っておっしゃいましたけども、例えば今日急に残業になったという時に、保育園に連絡をすれば対応してもらえるということだと聞こえたんですが、その場合ね、今度は受け入れ体制の方がね、預かるということになれば、保育士さんの方が残業しなくちゃならなかったりとか、その時間、仕事につかないとだめになりますでしょ、その辺の対応は準備できるんでしょうか。

福祉子ども課長 現在、延長保育、延長保育を利用される方についてはあらかじめ利用する、いついつ利用しますというのではなくて、まず利用をしたいということ登録しておいていただいて、利用する日に申し出ていただいて利用するという形をとっております。だいたいどれぐらいの方が利用されるのかというのは、あらかじめ把握はできているんですけども、今回、保育短時間認定の方については現在標準時間で利用されている方の見込みから算出しますと、1日当たり多くても1人から2人利用されるぐらいかなと思っておりますので、特段保育士を、保育短時間認定の方が延長保育を利用されたからといって、増員しないといけないというものではないというふうに考えております。

濱委員 続きなんですけども、例えば年度末だったりすると、どの会社でも残業が増えたりとか、また商店でも残業というの発生することがあるのでね、急に重なるということだってあると思うんです。そんな時に保育士さんの方がね、無理をするっていったらおかしいですけども、そういうのでも体制を整えなきゃならないというか、そういうことってというのは絶対ないということではないと思うんです。預けているほうの方の仕事もそうですけども、保育士さんの方も、同じ労働者としてどう守るべきかというところではね、十分に慎重に行っていただきたいと思います。

福祉子ども課長 それは現在でも6時半以降、延長保育で急な残業によって年度末など多くなる場合もございますけれども、正職員で対応するなり、柔軟な働き方をできるように、ローテーション勤務というのを行っておりますので、そのあたりは対応できるのではないかとこのように考えております。

委員長 小村委員。

小村委員 すみません、ちょっと今の理解できなかつたんですけど、延長保育に対しては、もともと人を充ててるっていう理解でいいんですか。それとも延

長保育が発生した場合に、その日にやりくりして労働時間を延ばしていた
だくってということなのか、どちらなのでしょう。

福祉子ども課長 もともと延長保育士という保育士も雇っておりますので、利用がなくても
も保育士というのは必ず2人は最後まで残るように体制は取っております。

小村委員 そしたらその日ゼロの場合は、その方は事務作業等に当たられるという
形でいいんですね。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

も課長

小村委員 わかりました、ありがとうございます。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、当委員会として、満場一致で可決すべ
きものと決しました。

次に、(2)議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正す
る条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、付託議案(2)議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の
一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療課長 本条例の内容につきましては、議案の末尾でございます要旨をもってご説明させていただきたいと思っております。末尾の要旨をご覧ください。

斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（要旨）乳幼児の医療費助成について、平成31年8月診療分から奈良県内の医療機関等で受診した場合に限り、現物給付方式が導入されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず1番目に改正内容でございますが、乳幼児にかかります医療費の助成金の支給方法について現物給付方式となるため、対象者へ支給する方法から審査支払機関を通じて医療機関等に支払う方法に改めるものでございます。施行期日等でございますが、まず施行期日でございますが、平成31年8月1日から施行するものでございます。

次の適用区分でございますが、この条例によります改正後の規定は、平成31年8月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われました医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういう形で現物給付が前進するっていうことについては、非常に喜ぶべきことかなというふうに思ってます。この間ですね、医療費無料化の対象年齢も県として中学卒業まで広げていただけてきましたけども、今回就学前までということになった経緯っていうんですかね、は、なんで就学前なのかなというふうにちょっと疑問に感じるんで、経緯について県の方からお聞きしてたらお尋ねしたいと思うんですけども。

国保医療課長 今回の未就学児のですね、現物化がなぜここまでなったかということでございますけれども、今まで国民健康保険の中で、国庫補助のペナルティというのがございまして、それが未就学児までに限って今回、国の方で見直しをされた中で、なくなるということになりましたので、それを受けて現物化を進めるということになったということでございます。

木澤委員 この償還払いの方式を残しているのは、もう近畿で言うと奈良県だけになると思うんです。以前から町の方からもですね、県に対して現物給付方式にしてほしいということで声をあげていただいているというふうに思うんですけれども、その点については県は何か回答なり、考え方なりっていうのは示されているんでしょうか。

国保医療課長 現在、今ご質問いただいたことにつきましては、国や県の方についても、町なり奈良県の地方公共団体の方からも全て声があがっているというところではございますけれども、県の方から具体的に今後のどういう動向かっていうのはまだ示されてはいないところでございます。

木澤委員 確か、町議会としても意見書採択して県の方にもあげていると思いますし、引き続きですねやはり今、お金の心配なく、やっぱり子どもさんを病院に受診できるようにするという方式についてはもう近畿の方では統一して現物給付が広がっていると思いますので、引き続きましてですね、県に対してその声をあげていただきますように、お願いしておきます。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、付託議案(3)議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助
課長 成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案書の方朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 本条例の内容につきましても、議案末尾の要旨をもって説明とさせてい
課長 ただきたいと思います。末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(要旨)です。ひとり親家庭等におけます未就学児の医療費助成について、平成31年8月診療分から奈良県内の医療機関等で受診された場合に限りまして現物給付方式が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容でございますが、ひとり親家庭等における未就学児にかかります医療費の助成金の支給方法について現物給付方式となるため、対象者へ支給する方法から審査支払機関を通じて医療機関等に支払う方法に改めるものでございます。

2. 施行期日等でございます。(1)施行期日は、平成31年8月1日から施行するものでございます。

次に適用区分でございますが、この条例によります改正後の規定は、平成31年8月1日以後に行われます医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われました医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただけますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、付託議案(4)議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

課長

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療 本条例につきましても、議案末尾の要旨をもってご説明させていただきたいと思います。末尾の要旨の方ご覧ください。

課長

斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例(要旨)でございます。

心身障害者のうちの未就学児の医療費助成につきまして、平成31年8月診療分から奈良県内の医療機関等で受診した場合に限り現物給付方式が導入されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、心身障害者のうち未就学児にかかります医療費の助成金の支給方法について現物給付方式となるため、対象者へ支給する方法から審査支払機関を通じて医療機関等に支払う方法に改めるものでございます。

施行期日ですが、平成31年8月1日から施行するものでございます。

適用区分としまして、この条例による改正後の規定は、平成31年8月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われました医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第１０号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項（２）斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

東浦環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、議案第１０号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。
初めに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

環境対策
課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文等の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例要旨をご覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正につきましては、事業系一般廃棄物の適正かつ効率的な収集運搬体制の構築を図るとともに、事業者や収集運搬業者への適切な指導、規制等により、事業系一般廃棄物の適正排出、減量化を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく、一般廃棄物処理業の許可等について、必要な事項を定めるため、一部改正をするものでございます。

まず、主な改正内容につきましては、（１）一般廃棄物処理業の許可申請として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可や更新、また、それぞれの許可に対する変更の許可を受けようとする際は、町長に申請する旨を定めております。次に、（２）許可証の交付として、許可又は更新した際には、許可証を交付することとし、有効期間や再交付について定めております。次に、

(3) 許可等の手数料として、許可等の申請の際、それぞれの申請内容により手数料を納入する旨を定めております。次に、(4) 許可の取消し等として、処理業者が法令に定める事項に違反したときなどには、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

次に、2. 施行期日等につきましては、平成31年11月1日から施行するものであります。

また、許可の有効期間の始期の特例といたしまして、施行期日でありませ、平成31年11月1日から平成32年3月31日までの間に受け付けた一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処理業の許可又はそれぞれの許可に対する変更許可に対する有効期間の始期は、平成32年4月1日以後とするものでございます。

以上が、議案第10号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。

続きまして、規則の一部を改正する規則の説明をさせていただきたいと思ひます。資料1をご覧くださいと思ひます。

この規則改正の内容につきましても、末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、改正文等の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

資料の末尾、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(要旨)をご覧くださいと思ひます。

今回の規則の改正につきましては、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例の施行について、一般廃棄物処理業の許可申請、許可の基準、許可条件等について、必要な事項を定めるものでございます。

初めに、主な改正内容でございます。

まず、(1) 一般廃棄物の許可申請でございますが、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可や更新、また、それぞれの許可に対する変更の許可を受

けようとする際、町長に許可申請書を提出される際の添付書類について定めております。次に、一般廃棄物処理業の許可の基準として、許可等を行う際の基準について定めております。次に、（３）一般廃棄物処理業の許可条件として、許可の際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、生活環境の保全上等付することができる条件について定めております。次に、（４）許可証の交付等として、許可の可否について書類審査及び必要に応じ実地調査等により決定する旨を定めております。次に、（５）検査の実施及び指導等として、許可後も許可業者の業務に対して、検査を行うことができる旨を定めており、許可業者に対して、業務が適正に行われるよう指導及び指示ができることや、許可業者においては、町が実施する検査や指導及び指示に対して、誠意をもって対応し、従うものとしております。次に、（６）許可の取消し等として、許可の取消しや事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、書面をもって行う旨を定めております。

次に、施行期日につきましては、平成３１年１１月１日から施行することとし、改正条例と同日の施行を予定しております。

以上が、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。

以上、議案第１０号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例及び施行規則の一部を改正する規則についての一括での説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この条例につきましては、こういう制度をとっていくということで、おおかたの方向性については以前委員会でも報告いただいたんですけども、今回規則ですね、見せていただく中で、今までやってきた中でですね、他町からの持ち込みなんかがあるんじゃないかとか、そういう不適切ってい

うんですかね、な、ごみの持ち込みの処理があったということで、そういうものを改善していくということで、今回こういう形で条例化されるということなんですけど、もう少しこれをやることによってですね、今までどういうことがあって、それをどういうふうに改善することができるのかっていう具体例をお聞かせいただきたいなと思うんですけども。

環境対策
課長 今、委員の方からお話ありがとうございました、他町からの搬入につきましては、斑鳩町の事業系の指定袋を作成し、それにより持ち込みということで、他町からの持ち込みはないということで考えております。また、今回この条例等を行うことによりまして、さらに厳しく事業者からの排出されるごみにつきまして、そのチェック機能を強化するとともに、ごみの指導等の強化によってごみの減量等にも繋がってくるのではないかなというふうに考えております。

木澤委員 すみません、不適切な処理についてはルールつくることによってですね、基準を設けて業者の方にもわかりやすくしていくということも含めて、適正な処理がよりされていくのかなと思いますけど、ごみが減量されていくというのは、どういうことからですか。

環境対策
課長 今回こういった条例等を整備することによりまして、来年度、斑鳩町一般廃棄物の処理基本計画、そういったものもこれに準じてさらに内容を精査して更新してまいるわけなんですけども、各事業所のごみの排出量、そういったものも基準を定めながら指導等していきたいと、それによりごみの減量につながるのではないかなというように考えております。

木澤委員 まあ、その計画をつくっていただくことによっては、減量になっていくかと思いますが、直接的にこれと連携しているわけではないんですね。あと、まあ、登録の許可の基準ですね、これ見ると町内業者に限ることになるのかなと思うんですけども、今まで他町なんかからも業者さん入ってきてたかなと思うんですけども、そういった方は対象にならな

いということによろしいですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時04分 休憩)

(午後2時07分 再開)

委員長 再開します。木澤委員。

木澤委員 休憩前に質問させていただきましたけども、この規則で見ると町内業者に限定するという考え方なのかなというふうに思いますけども、そういう考え方だということ理解していいんでしょうか。

環境対策課長 許可の基準ということで、第19条、申請者が申請時において町内に住所または事業所もしくは営業所ということで、この基準に合致すれば、例えば町内で収集運搬業を営みたいということで、この条件に見合えば、許可をさせていただくということでございます。

木澤委員 私自身ですね、基本的に町内業者さんのほうが町としても把握しやすい管理しやすいという点については理解できるんですけども、そこに限定するのがいいのかどうかという判断は今すぐできませんので、今の時点で私は限定するという点については判断できないと、ただまあやってみてですね、その状況を見ながらまた今後については対応していくことについて別に異議があるものではございませんので、そのことは意見として申し上げておきたいと思います。

委員長 乾副町長。

副町長 これ、許可基準に町内に住所を有する営業所とさせていただいたのは、これがなければですね、他にたくさん業者あると思うんですけど、その業

者がたくさん入ってくる可能性があるということですので、やはり斑鳩町でやっぱりちゃんと住所を置いていただいて営業所もあるということで、法人税も入ってきますので、そういう形で限定をさせていただいたということでございます。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第18号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 それでは、議案第18号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補
課長 正予算(第3号)につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉 今回の補正の内容につきましては、国のほうから保険者機能強化推進交
課長 付金が交付されることから、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ365万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,616万9千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。
はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金 第

2項 国庫補助金では、平成30年度保険者機能強化推進交付金が交付されることから、第6目 保険者機能強化推進交付金で365万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

8ページをご覧ください。続きまして、歳出予算の補正についてでございます。第4款 地域支援事業費では、歳入で申しあげました保険者機能強化推進交付金を交付対象となる地域支援事業の第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第2項 一般介護予防事業費へ充当することに伴い、それぞれの事業の一般財源に余剰が生じることから、その金額について、第6款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費で365万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則書朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第18号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この保険者機能強化推進交付金の中身を教えてくださいませんか。

長寿福祉課長 この保険者機能強化推進交付金ですけれども、こちらの交付金につきましては、市町村による被保険者の地域における自立した日常生活支援、要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化防止等の費用の適正化に関する取り組みの支援のために交付される交付金でございます。

委員長 小林委員。

小林委員 このように交付金が出ることによって、高齢者の自立や重度化を防ぐために対策に充てる費用が増えましたけれども、ただ単に国のお金が増えたので、何か新たに追加で事業、というわけではないんですよね。

長寿福祉課長 今回の交付金につきましては、追加で新しい事業を行うというものではございませんで、既存の事業の被保険者の保険料の分に充当されることとなりますので、おっしゃるとおりでございます。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、2. 継続審査を議題といたします。
(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

現在、本町におきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外で、10人槽以下の浄化槽を自ら居住する専用住宅に設置した場合、予算の範囲内において補助金を交付しているところでございますが、この合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、国の循環型社会形成推進交付金及び奈良県浄化槽設置事業補助

金を活用し、国、県、町、それぞれ3分の1の負担となっているところがあります。

今回、国において、この浄化槽設置整備事業に係ります補助対象者の見直しが行われ、本年4月1日付けで施行されることから、本町の浄化槽設置整備事業補助金の交付要件の改正を行う予定でございますが、現時点で、国の交付要綱が正式に示されていないことから、正式な通知があり次第、本町の補助金交付要綱の改正を行って参りたいと考えております。

改正の内容といたしましては、現在は、公共下水道事業認可区域外で合併処理浄化槽を自らが居住する専用住宅に設置する場合は、交付対象となっているところではありますが、改正により、すでに合併処理浄化槽を設置されている住民の方が、町内の公下水道事業認可区域外に家を新築等され、転居される際に、合併処理浄化槽を設置された場合は、対象外となるものと聞いております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 それはいっぺん補助受けた人は2回目は受けられない、簡単に言うたらそういうことになるのかな。

環境対策 そのとおりでございます。
課長

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお願いいたします。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の補装具交付費等が現計予算見込みを上回ることから、自立支援給付費負担金111万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第3節 社会福祉費補助金で、10月に予定される消費税率の引上げに備えた、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券発行のための事務費に対して、補助金が交付されることから204万4千円の増額と、第4節 老人福祉費補助金で、認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備支援に対して、補助金が交付されることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金737万円の増額をお願いするものであります。第3目 衛生費国庫補助金では、第4節 感染症予防費補助金で、風しんの定期予防接種実施のための現在39歳から56歳までの男性を対象とした抗体検査に要する費用に対して、補助金が交付されることから392万5千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により自立支援給付費負担金55万9千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備に対する支援として、地域介護・福祉空間整備等

補助金 737 万円の増額をお願いするものであります。

第 7 目 障害福祉費では、第 20 節 扶助費で、歳入で申しあげました身体障害者の補装具交付費等が現計予算見込みを上回ることから 223 万 7 千円の増額をお願いするものであります。

第 12 目 低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費では、第 13 節 委託料で、歳入で申しあげました低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の発行のための準備経費として、運用システム導入委託料 204 万円 4 千円の増額をお願いするものであります。

12 ページをお開きいただけますでしょうか。第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費では、第 2 目 感染症予防費で、歳入で申しあげました風しんの定期予防接種実施のための、現在 39 歳から 56 歳までの男性を対象とした抗体検査に要する費用として、第 7 節 賃金で臨時職員賃金 15 万 9 千円、第 11 節 需用費で抗体検査受診票の印刷等の費用 9 万 9 千円、第 12 節 役務費で案内通知等の郵送料 14 万 7 千円、第 13 節 委託料で健康管理システムの変更業務、医療機関での抗体検査業務、対象者へ送付する無料クーポン券作成業務の委託料、あわせて 747 万 5 千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

恐れ入りますが、4 ページにお戻りいただけますでしょうか。第 2 表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置をお願いするものであります。はじめに、歳出において増額補正を申しあげました第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費で、地域介護・福祉空間整備等補助事業として 737 万円、低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業として 204 万 4 千円、第 4 款 衛生費、第 2 項 感染症予防費で、成人風しん予防接種実施事業として、788 万円をそれぞれお願いしております。

以上で、議案第 17 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 10 号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 11ページのところのプレミアム商品券の運用システム導入というふうにあるんですけど、これはどんなシステムになるのでしょうか。

福祉子ども課長 対象者を抽出しまして、申請案内書を作成する、そういった電算システムの委託料です。

委員長 次に、(3)自殺対策計画(案)について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、自殺対策計画(案)につきましてご説明いたします。

本町の自殺者数は年間10人未満で推移しており、平成29年の自殺死亡率は10.6と、近年最も低い年になっております。

しかし、全国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えるという深刻な事態が続いております。このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策基本法が平成28年に一部改正され、すべての自治体で地域の実情を勘案した自殺対策に関する計画を策定することが義務づけられましたことから、斑鳩町自殺対策連絡会議において、本計画(案)を策定いたしましたので、ご報告させていただきます

最初に、目次をご覧ください。本計画は8つの章立てをしており、第1章 計画策定の趣旨等、第2章 斑鳩町の現状と課題、第3章 自殺対策の基本的な考え方、第4章 基本方針、第5章 施策体系、第6章 生きる支援施策、第7章 計画の推進、第8章 評価としております。

それでは、2ページをご覧ください。3. 計画期間であります。国の自殺総合対策大綱が概ね5年をめぐりに見直しが行われることを踏まえ、平成31年度から平成35年度までの5年間といたします。

次に、8ページをご覧ください。10) 主な自殺の危機経路ですが、これは自殺に至るまでの様々な要因と要因の関係を表したものです。○印が

大きいほど、自殺者にその要因が抱えられた頻度が高く、矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。複雑化・複合化した問題が最も深刻化した時に自殺は起き、平均4つの要因が連鎖する中で自殺が起きている、とする調査もあります。下の表は、斑鳩町の主な自殺の危機経路を掲載しております。

次に、15ページをご覧ください。3. 自殺対策における現状と課題と書いてありますが、左側には統計のデータやアンケート結果などから読み取れる本町の現状を、右側にはそこから見えてきた課題をまとめております。また、現状と課題をそれぞれ四角で囲み、関連性のある部分は重なるように配置しております。

次に、21ページをご覧ください。第5章 施策体系の体系図をご覧ください。「誰も自殺に追い込まれることのない斑鳩町の実現」を基本理念とし、その実現のために5つの基本方針、(1) 生きることの包括的な支援、(2) 関連分野の有機的な連携の強化、(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動、(4) 実践と啓発を両輪とした推進、

(5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進をかかげ、これらの方針に基づき、生きる支援施策を実施することで基本理念の実現を目指してまいります。生きる支援施策は、国が定める、すべての市町村が共通して取り組むべき5つの基本施策と、本町の現状から、自殺のハイリスク群である「高齢者への対策」「働き盛り世代への対策」「生きづらさを抱える人への対策」に焦点を絞った3つの重点施策で取り組んでまいります。

次に、22ページから38ページにつきましては、自殺対策の視点からみた庁内各課の事業を5つの基本施策ごとに分類し、取りまとめております。

それでは39ページをご覧ください。2. 重点施策についてであります。本町では、「高齢者への対策」「働き盛り世代への対策」「生きづらさを抱える人への対策」の3つの課題があがっていることから、これらに対する施策として今後、重点的に取り組んでいく事業をあげております。○が町で実施している既存の取り組みを、●が新規もしくは強化していく必要のある取り組みをあげております。

次に、44ページをご覧ください。計画の数値目標についてですが、自殺総合対策大綱において示されている数値目標は、平成38年度の10年間で自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとありますことから、本町では5年間で15%減少させることとし、現在の自殺死亡率18.2から15%減少させた15.47を、としております。

最後に、45ページをご覧ください。第8章 評価についてですが、計画を具体的かつ効果的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた進捗管理を行ってまいります。事業の進捗状況につきましては庁内各課に確認を行うとともに評価指標の確認を行い、5年後に計画の評価を実施していく予定であります。

以上で、自殺対策計画（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 科学的根拠に基づいて計画を立てられて、重点施策とかも立てられてますけれども、新しく見させていただいたら、認知症カフェぐらいなのかなと思うんですけれども、充実させていくという点でいかれましたは、となつてきますと、これまでも他のいろんなたくさんの計画案がございましたけれども、この計画につきましては、これまでの町の施策と違って、どのような新しい切り口で、自殺対策のこの数値の改良を取り組んでいかれるのか、ちょっとそこらへんのことをお聞かせいただきたいと思います。

健康対策課長 この計画を策定するにあたりまして、まずは町職員の意識を高めていきたいというふうに考えております。役場の方にいろんな相談ごとに来られる住民さんっていうのはたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういった相談の中に思い詰めて悩んでいる方がいるかもしれないという、そういう意識を持ちながら相談にまずは町職員も当たっていくという意識を高めるというのが1点と、あとまたいろいろなケースの中で複雑なケースに関しましては、庁内で連携しながらケース検討会なども行いながら

進めていきたいというふうなことを考えておりますのが1点と、あと、地域での見守りしていただく方っていうのを増やしていきたいということで、しんどい方っていうのを見守っていただくゲートキーパーという役割を担っていただくということで、町の職員も平成25年からこのゲートキーパー研修というのを実施しているんですけども、来年度は民生委員さんや小地域福祉会の方々にもこの研修を受けていただいて、地域での見守りというのを強化していきたいというふうに考えております。

委員長 次に、（4）健康増進計画の見直しについて、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策 それでは、健康増進計画の見直しにつきましてご説明いたします。

課長 第2期斑鳩町健康増進計画は、平成25年度から平成34年度までを計画期間として、住民の健康寿命を伸ばすことや生活の質の向上を図ることを目的に策定し、住民の健康増進の総合的な推進をはかってまいりました。平成30年度は、計画策定から5年が経過し中間年にあたることから、計画の目標や取り組み内容についての見直しを行うとともに、健康づくり推進協議会においても意見をいただきながら、平成34年度までの最終目標に向けて、次の健康づくり施策を改訂版として取りまとめましたので、本日は中間評価から見えてきた課題と主な取り組みについて、ご報告させていただきます。

それでは最初に目次をご覧ください。この計画は5つの章立てをしており、第1章 計画の改定について、第2章 斑鳩町の現状、第3章 中間評価、第4章 健康課題と目標、第5章 計画の推進体制と評価としており、基本理念や基本的な方向性につきましては、前計画から踏襲することとしております。

それでは、7ページをご覧ください。下段の2健康寿命についてですが、本町の健康寿命は男性では、平成24年は17.99年ですが平成27年には18.47年となり、奈良県・全国と比較しましても長くなっております。しかし女性では、平成24年は20.10年ですが平成27年には

19. 91年となり、奈良県・全国と比較しましても短くなっております。

次に、10ページをご覧ください。中間評価の概要についてですが、表をご覧ください。健康づくりに関するアンケート調査から得られた結果をもとに、計画策定時の目標値についての評価を表したものです。4つの施策のなかで数値が悪化している割合が高い施策は、健康増進の基本となります生活習慣の改善を目標にした「1健康的な生活習慣をつくる」であります。次に、11ページの表をご覧ください。(1)健康的な生活習慣をつくるの指標において、上から2つめの「うす味にする人をふやす」では、女性の数値が悪化しており、特に30歳代から50歳代で減少しております。また、上から4つめの「健康のために意識的に体を動かすことを週1回以上している人をふやす」や、上から6つめの「睡眠不足を感じる人をへらす」においても、先ほどと同様に女性の数値が悪化しており、同じく30歳代から50歳代で減少しております。

次に、16ページをご覧ください。下段の肥満の割合では、男性の30歳代の割合が著しく増加しております。

今回の中間評価から、女性の健康寿命が短くなっていることの要因には、30歳代から50歳代の女性の就業率の増加により、家事や育児との両立の難しさなどから、生活習慣の乱れが影響しているのではないかと考えられます。また、男女とも30歳代以降の肥満の割合が増加していることなどからも、生活習慣病予防のためには、30歳代・40歳代の働き盛り世代にアプローチすることで、生活習慣病の発症や重症化の予防がはかれると考えております。

このような状況から、よりよい生活習慣を確立するためには、特に、女性や働き盛り世代に対して、正しい知識の普及を行うとともに、日常生活のなかで無理なく行なえる、より具体的な健康づくりの取り組み方法について発信する必要があります。そこで、本改訂版の「栄養・食生活」や「身体活動・運動」などの各施策項目の今後の取り組み目標に、これらの内容を加味した表現を付け加えております。

18ページをご覧ください。例えば、栄養・食生活の項目の、今後の取り組み目標では、前回の計画では「1日3回バランスよく食べて、適正体

重を維持しましょう」から、今回は「健康的な食事への正しい知識と食習慣を身につけ、適正体重を維持しましょう」というふうな表現に変更しております。

また、主な取り組みといたしましては、女性や働き盛り世代に対するアプローチとして、母子保健事業の健診などの機会をとらえ、保護者に対してがん検診の受診勧奨や、子育てアプリを活用しての情報発信、また、保育園や幼稚園や学校に出向いて、関係団体との協働で健康教育を実施するなど、さまざまな機会をとらえて、住民一人ひとりが健康に対する意識を高められるよう、取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

以上で、健康増進計画の見直しについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 こういった予防的な事業に取り組む中でですね、数値の改善、目標数値に向けての取り組みというのは難しいと思うんですけど、今おっしゃっていただいた改善点でいけば、目標の数値には達成できるというふうに自信あるのかな、考えておられるのかな。

健康対策課長 なかなか働いてらっしゃる女性の方も増えている中で、日常生活の中で生活習慣をいいように変えていくというのは本当にわかっているけども、行動に結びつきにくい部分があるかと思うんですけども、そのところをやはり少しでも、ひとつでもそういう意識を持っていただくことがこういった健康寿命の延伸につながっていくと思いますので、地道な活動につながっていくと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

小林委員 国の方でとか、天理市の方で最近導入されましたソーシャルインパクトボンドの関係、こういう予防的な事業に対して特に効果的であるというふ

うに言われている事業がありますけれども、民間の資金を活用して新しい切り口で社会的な課題を解決していくみたいな、ここ数年ね、国の方で流行ってきて、去年から天理市の方でこういう予防的なものの導入で、S I Bの導入で今注目されて取り組まれてるんですけども、これも組織とかです、評価するのは第三者機関の設置とかでそれなりのコストがかかるので、町のレベルでというのはなかなか難しいみたいなんですけれども、そういうのは広域で、生駒郡とか西和7町とか、そういう広域で民間の資金を活用した、これまでにない新しい切り口でこういう予防的事業の数値を改善していくみたいな、新しい取り組みっていうには、まだ検討とかそういう考えはされたことないのかな。

健康対策
課長 天理市さんの状況については私も存じ上げてないんですけども、生駒郡近隣とかってというような状況を聞かせていただいている中では、そういった動きというのは今のところは存じ上げてない状況です。

委員長 次に、（５）国民健康保険税の課税限度額の改定等（案）について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長 それでは、各課報告の（５）になります、国民健康保険税の課税限度額の改定等（案）についてでございます。

資料４をご覧くださいませでしょうか。

平成31年度の地方税制の改正の一環で、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定に係ります所得基準が改正されることとなっております。地方税法施行令の改正を待って、関係条例を改正したいと考えておるところでございます。内容でございますが、はじめに課税限度額の引き上げでございます。改正されますのは医療分でございます、現行の58万円から61万円とするものでございます。これによりまして課税限度額の合計が現行で93万円から96万円となります。次に、均等割及び平等割軽減の所得基準額の引き上げでございます。5割軽減の対象となります所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額を現行の27万5千円から28

万円に、2割軽減の対象となります。所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額を現行の50万円から51万円にそれぞれ引き上げることで、対象要件を緩やかにするものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

これまでの例であります。この地方税法施行令の改正が3月末になることが予想されるものでございまして、したがって、これらの改正に係ります本条例の改正につきましては、専決処分をさせていただきたいと考えております。委員の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、専決処分後いたしましたら、最初に開かれます議会におきまして、またご承認いただくこととなりますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。

以上で、国民健康保険税の課税限度額の改定等（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この1番の方ですけれども現状でいうと対象は何人の方になるんですか。

国保医療課長 いま現状でいいますと限度額超過をされている世帯が69世帯ほどありますので、およそそれぐらいだと考えております。

木澤委員 2番の方の財源については国の方で見てもらったりできるんですか。

国保医療課長 これは軽減にかかるものでございますので、国の方、また県等の一般財源で賄われるものでございます。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

(午後2時47分 閉会)